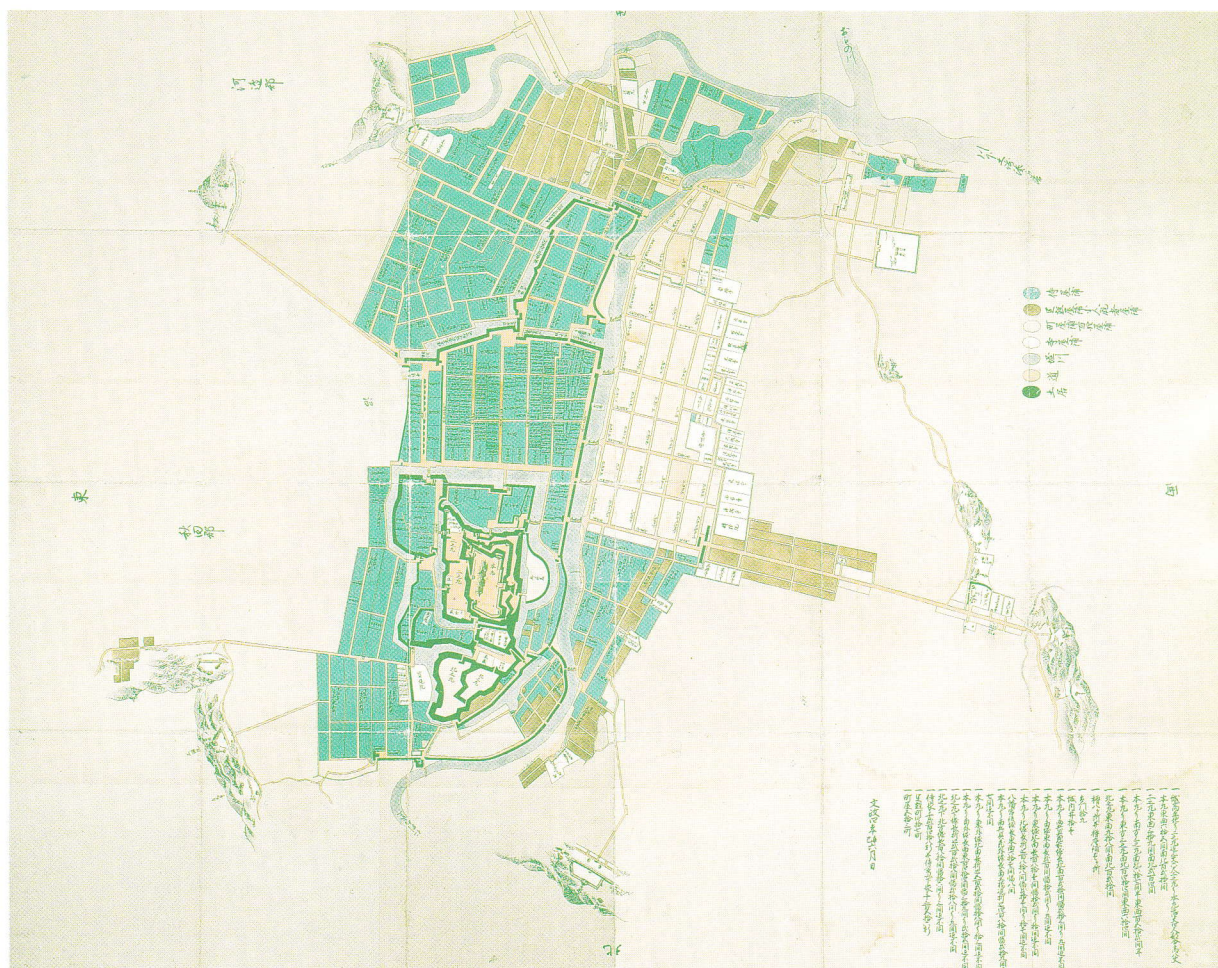


秋田県

公文書館だより

第4号 平成8年4月1日



「秋田城下絵図」 (文政4年) (県C179)

(186cm×231cm) (解説は5ページ)

地方教育現場の観点から

佐藤 一幸



私は県南の羽後町で中学校教諭をしている者です。中学校で歴史の授業をしていると、どうにかして郷土の資料を教材化できないものかとよく考えます。しかし資料に制約があり、なかなかできないのが実情です。そうした時に、まづものをいうのが資料に関する情報です。

平成六年には戦国期の歴史の授業で、地域資料の教材化を構想していましたので、時々公文書館へ足を運びました。できるだけ原本に近い資料を取り入れたいと考えていましたので、「秋田藩家蔵文書」や「諸士系図」等の複製資料（コピー本）を自由に閲覧できることは好都合でした。また公文書館の施設を見学した際に、仕事内

容の説明を受け、非常に多岐にわたっていることに驚き、認識を新たにしました。その上で、地方に住み小中学校現場にいる者の視点から、若干の感想・希望を述べたいと思います。

前述のとおり、情報を得ることは大きな意味を持ちますが、地方に住む者が秋田市までたびたび出てくることは、難しいといわねばなりません。近年各市町村には、歴史資料館や博物館が続々と開館されていますので、公文書館とそうした施設とのネットワーク化を進め、地方にいても公文書館所蔵資料の情報が得られるようになることを期待します。そして、館蔵資料にとどまらず、各地の資料館所蔵資料の情報の発信センターと

しての役割も果たしてほしいと思います。

次に、小中学校の現場では必ずしも歴史を専門とする者が授業を行っているわけではありません。



地域教材による授業実践

地域ごとに整理された総合目録があれば大変便利になります。県史があり、各市町村史も充実しているとはいえないものの、公文書館の資料群には未だ知られていないものが多数あると思われるからです。また、公文書館の存在が広く知られ使用されるようになるため、小中学校にも「公文書館だより」を配布していただければありがたい

と思います。

最後に、私自身多少なりとも中世の歴史研究に興味を持っていますので、次のことに付言させていただきます。中世は伝来文書数が限られており、「秋田藩家蔵文書」などの文書は、特にその伝来過程を明らかにし、伝来した文書が本来の文書群のどの部分かを復元することによって、文書を的確に使えるし解釈の幅も広がると思っています。「たより」第三号で、公文書館職員伊藤勝美氏も述べていることですが、伝来してきた文書群の歴史的品格を明らかにしていくという視点で文書の再整理に取り組まれているということですので、公文書館の文書群の歴史的品格が、一般利用者にもわかりやすく示されることを期待します。

以上私が述べたことは、もうすでに視野に入れて進行中のことだと思います。こうした仕事は、限られた人員で進めるには厳しいことであり、そのための環境づくりも必要です。しかし、一利用者としての期待をこめて、あえて述べさせていただきます。

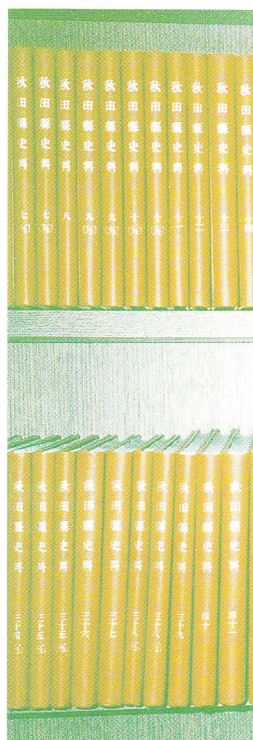
（羽後町立羽後中学校教諭）

資料紹介
資料紹介

「秋田県史料」について

今年度の事業として、国立公文書館の内閣文庫の「秋田県史料」四二冊をマイクロフィルムに収め、印画紙焼き付けした写真帳を閲覧室に備えた。明治初期の秋田県の歴史を知る上で広く利用をすすめたい史料なので紹介したい。

内閣文庫の「府県史料」と総称される史料に含まれ、秋田県分は「秋田県史料」と分類されている。正確には「秋田県史稿」という。明治政府が国史の編纂を計画し、明治七年十一月、太政官達によって各府県の歴史の提出を命じて以降、毎年県から国に進達された県の歴史の稿本全冊である。本館にはその副本（一部欠）がある。



閲覧室に並んだ写真帳

明治四年から十六年までの県の

施策や人事の動きなどを正確に記述している。他県では市町村史の編さんによく活用されている。本県では在地の史料が多いせいからあまり使用されていない。字体も分かりやすく、各項目の冒頭に目次が付されているので、検索も迅速にできる。明治初期の県政の基本史料である。本館の公文書利用以前に史料の一覧を勧めたい。

内容分類についていえば、各年ごとに政治部、制度部、付録部大きく三分し、各部ごとに項目を細分している。たとえば明治八年の政治部は県治、宅地、勸農、行賞、賑恤、祭典、戸口、学校（病

院、種痘所）、駅通、忠孝節義、騒擾事変、租法、制度部では職制、禁令、禄制、付録部では官員履歷、雑という分類である。

この史料に関しては、閲覧だけでなくコピーも可能である。

『文部省日誌』について

『文部省日誌』は、マイクロフィルムや複製本で現在入手できるが、原本を全冊所蔵している内閣文庫を除けば本館が比較的欠本のない原本所蔵施設である。

国立教育研究所から『文部省日誌総目録』が一九七六年に出されているが、その問題を担当した佐藤秀夫氏の調査によれば、当初三部、その後各県一〇部程度配布されたもので、県庁の教育政策を担当した課の吏員が教育行政の参考資料として閲覧・使用したにすぎず、一般的に利用できる史料ではなかったという。多くは行政文書中に紛れ、利用価値がなくなるとともに廃棄されたり、散逸した場合約が多く、所蔵施設は極めて少ない。全国的にも「十指にも満たない程度」と推測されている。全一九二号のうち本館には一六三号ある。とくに発行部数も少ない明治五、六年分は全一九号のうち一号



のみ欠本はあるが、この時期の分が揃っているのは本県のみである。

この史料は明治五、六年、同十、十五年にわたって刊行されているが、初期には文部省布達類、その後教育制度の施行上、各府県文部省の教育行政に関する伺・照会と文部省の指令・回答を収めたもので、学制期から教育令期にかけての各県の教育政策に実施上の問題や文部省の具体的方針を知る最も基本史料である。

洋紙で印刷された後期の分は傷みもあるので、今年度全冊マイクロフィルムに収めた。近い将来は複製物での閲覧となるであろう。

（公文書課 高橋 務）

国目付関係史料

国目付は江戸幕府が諸藩へ派遣

した監察役人であり、使番と両番（書院番・小性組）から一名ずつ任命され、大名が幼少で家督を相

続したばかりの大藩を中心に派遣された。任地に数カ月滞在して、

「家中分限帳」や「国絵図」などを提出させたり、領内巡見を行う

などとして、対象藩の実情把握につとめたという（『国史大辞典』・

『日本史大事典』）。

秋田藩には、元禄十六年（一七〇三）・宝暦九年（一七五九）・

文政四年（一八二二）・嘉永二年（一八四九）の四回派遣された。

○元禄十六年の国目付

元禄十六年七月二十三日に三代藩主義処が死去、四代義格は十歳

であった。国目付として斎藤治左衛門と戸田三郎兵衛が派遣され、

十月から翌年四月まで滞在了した。

主な関係資料

・「義格家譜」上・「国典類抄」前篇寶部四・「大館御城下絵図」

（県C一八九）

○宝暦九年の国目付

宝暦八年三月十八日に七代義明が死去、八代義敦は十一歳であっ

た。安西彦五郎元維と建部荒治郎広般が派遣され、宝暦九年七月か

ら十二月まで滞在了した。

主な関係資料

・「義敦公譜」仁・「国典類抄」後篇寶部十二・十九・「（秋田）

御城下絵図」（県C五九九）

・「大館城下絵図」（県C一九二）
○文政四年の国目付

文化十二年（一八一五）七月八日に九代義和が死去、十代義厚は

四歳であった。文政四年、丹羽五左衛門と三浦甚五郎が派遣され、

五月から十月まで滞在了した。

主な関係資料

・「義厚公譜」丙・「御国目付御下向記録」（AS三二一四一

一・四）・「御国目付御下向之節（中略）御留守居関口半八田中

伊織江致文通候控」（県A二一五）

・「御国御目付御用日記」（県A一三一・一五三）
・「秋田久保田城絵図」（県C一六六）

・「秋田城下絵図」（県C一七九）
○嘉永二年の国目付

弘化三年（一八四六）九月九日に十代義厚が死去、十一代義睦は

八歳であった。嘉永二年に青木新五兵衛と本多主税が派遣され、閏

四月から十月まで滞在了した。

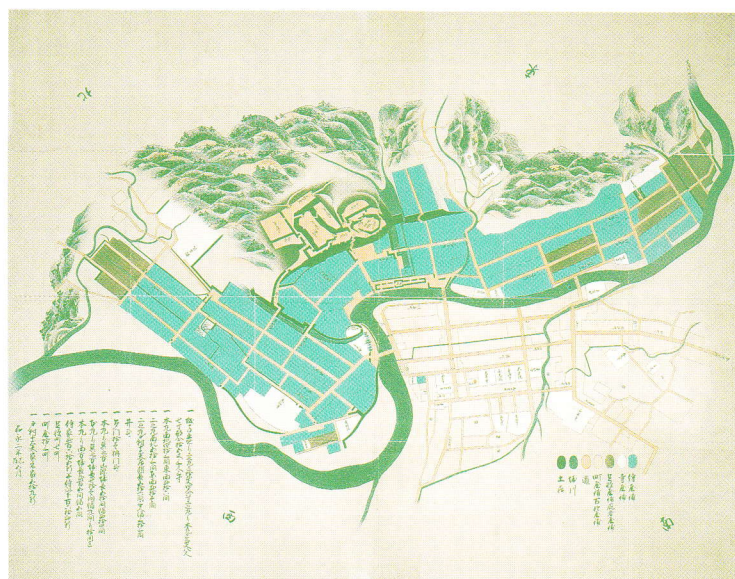
主な関係資料

・「御国目付御下向御取扱記録」（AS三二一四一・一五三・八）

・「横手御城下絵図」（県C二三）
・「大館御城絵図」（県C一九五

一・一、一九六）
・「大館御城下絵図」（県C一九五・二）

（古文書課 伊藤 勝美）



「横手御城下絵図」（嘉永2年）
（県C23）（144cm×185cm）

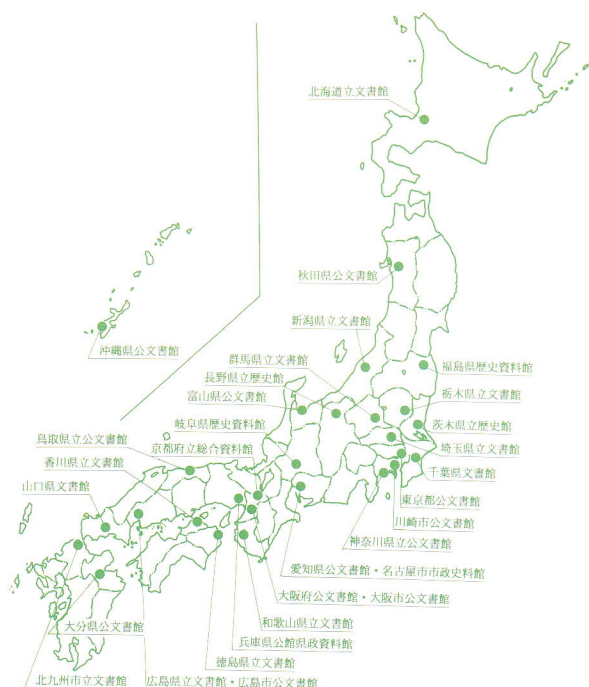
公文書閲覧制限 の調査から

平成六年十月、全国の都道府県及び政令指定都市公文書館（当時二七館）に「公文書の閲覧制限についての調査票」を送り、公文書の閲覧の現状調査をおこなった。

調査の趣旨は二点あった。第一に情報公開制度ではなく、公文書がいつの時点で自由な閲覧ができ

るのかという点である。公文書の公開は文書作成後三〇年という閉鎖期間後という原則が一般に流布している。この原則と実際の公開の進捗に疑問が生じたからで、他館の実情を把握する必要があった。第二に公開にあたって個人情報保護をどのようになっているか、という点である。本館所蔵公文書を点検する中で士族・平民などの族籍、戸籍、履歴書、診断書、学業成績懲戒関係、争訟関係、個人の経済状況など個人に関わる情報

全国の都道府県・政令指定都市の公文書館



（平成8年4月1日現在）

を多分に含んだ文書が多数あり、情報公開制度ですべて非公開とする文書であるが、一定の閉鎖期間を設定した後、これらをどのようにに取扱い公開されているだろうかという疑問が生じたからである。質問票の回答は二六館から寄せられた。情報公開制度でのみ閲覧させている館もあったので、二四館からの結果が集約できた。

第一の点は一六館が閉鎖期間三〇年の考えをとっている。独自の閉鎖期間を設定しているのは、岐阜の二〇年、京都二五年、鳥取四〇年で、複合的なのは埼玉の個人情報を含む場合五〇年という例である。とくに閉鎖期間はもうけないという館もあり、北海道・富山・広島・広島市は公開可能なものであれば迅速にという考えに立っているといえる。公開前提の文書しかない福島の場合もある。

全体の主流が三〇年原則を踏まえた公開であることを確認できた。実際の公開もこの線に沿って努力されている。しかし、人員配置や文書量との関係からやや公開が遅れているのが実情であった。

本県も三〇年原則をとる館に位

置付けできる。公開は迅速にという姿勢をもちたいものだと考えている。しかし、予想以上に公文書館の仕事量は多く、しばらくは部分的にしか実現できないであろう。

第二の点は公開基準として、各館の独自の基準を設定している。しかし、多くは情報公開条例の非公開基準を援用しているため、先の事例は一律非公開扱いである。

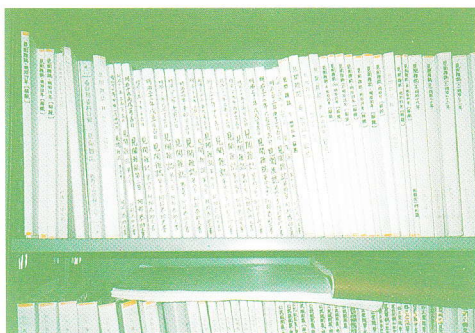
個人情報の種類に即して段階的に閉鎖期間を公開を決めているのは北海道で、埼玉の個人情報五〇年というのがある程度である。学術研究目的のみ注意を促して閲覧させる京都、人権についての配慮を注意して自由に閲覧させる山口が特色ある館である。

本館は段階的に文書を公開しようとする人権保護のための公開内部基準を作ろうとしている。情報公開制度と同一では閉鎖期間の意味がないと考えるからである。手探り状態であるが、われわれの手で公文書の記載内容と種類を分類して公開の時期の段階付けをしようと思っただけで入っている。当分は文書作成後または生後一二〇年と区切って公開することになる。

資料保存施設をたずねて

鹿角市総務部市史編さん室

鹿角市花輪字中花輪一一四番地



鹿角市は藩政期には南部領（盛岡藩）に含まれていましたが、戊辰戦争・廃藩置県、さらには所属県の改称・再編を経て、明治四年十一月に秋田県に入りました。昭和四十七年四月、鹿角郡のうち花輪町・尾去沢町・八幡平村・十和田町が合併し、現在の鹿角市が成立しました。

昭和五十三年に市史編さん事務

局が発足、市内外の関係資料の調査・収集（主としてコピーによる）が行われました。平成六年三月までに「市史編さんだより」七十七号、「鹿角市史資料編」二十六集、「年報」十冊が刊行されています。「年報」には、資料整理及び管理の状況、古文書解読、調査、市史の編さん状況などが詳細に記録されています。こうした活動のうち、収集資料の整理された様子を写真で紹介しました。解読済みの資料には、背表紙に赤い印がつけられています。

鹿角市発足以来、十一年目の昭和五十七年十一月には『鹿角市史』（通史編）第一巻が刊行され、平成五年十一月には通史編三巻（全五冊）の刊行が終了しています。

『鹿角市史』第四巻（民俗編）と第五巻（年表）の刊行に向けて、鹿角市総務部市史編さん室の精力的な活動は今も続いています。

平成八年度

古文書解読講座（入門講座）のご案内

当館では左記の要領で入門講座を実施いたします。

この講座は初めて古文書を学ぶ方を対象とするもので、主として当館所蔵の近世文書を使って、古文書解読の基礎的・基本的ことがらについて学び、古文書を学ぶ楽しさや意義について理解していただくとともに、歴史資料の保存と活用的重要性についても理解していただくためのものです。

日時 五月二十八日（三十日）

（一日二講座）

午前九時半から十二時まで

会場 当館三階 多目的ホール

講師 当館職員が担当します

定員 四十八名

申込方法 往復はがきに住所・氏名を明記の上、個人でお申し込みください。返信用のはがきを受講者カードとします。必ず往復はがきをお願いします。なお、会場の都合により定員を越え

た場合は抽選となります。

申込先 ☎〇一〇

秋田市山王新町一四一三一

秋田県公文書館

古文書解読講座係

申込期限 五月十日

経費その他 参加料は無料です。

当日受講者カードを受付に提出してください。

講座内容

講座① 近世文書の文体（候文）の特色を知る。

講座② 近世文書に頻出する漢文的な用例と用語を知る。

講座③ 特色ある当て字の用例と異体文字の例を知る。

講座④ 演習 近世文書を読む

（国典類抄・御亀鑑）

講座⑤ 演習 近世文書を読む

（国典類抄）

講座⑥ 講義 古文書の保存と活用について。

なお、専修講座については後日ご案内いたします。

公文書館平成八年度の事業

九、一月

◎総括的事項

- ・『事業年報』第三号の発行
(六月)

- ・館報「公文書館だより」の発行
(四月上旬、十月上旬)

- ・『研究紀要』第三号の発行
(平成九年三月)

- ・特別整理期間による休館
(九月二十八日～十月十四日)

- ・書庫燻蒸
(九月二十七日～十月二日)

- ・第八回都道府県・政令指定都市公文書館長会議
(六月十一日、秋田キャッスルホテル)

- ・平成八年度全史料協全国大会
(十月二十三日～二十五日、秋田市文化会館)

- ・県内市町村史料保存関係機関実務担当者会議・研修
(時期未定)

◎公文書課関係

- ・公文書の引き継ぎ
(六月)
- ・公文書目録、行政資料目録の整備

- ・公文書・行政資料公開冊数の追加

- ・中性紙保存箱への収納促進

- ・県政映画の補修恒久保存とビデオ化

- ・貴重資料のマイクロフィルム撮影・収集

◎古文書課関係

- ・所蔵古文書の整理及び目録整備

- ・中性紙封筒及び中性紙ダンボール箱への収納配架の促進

- ・古絵図の複製
- ・古文書の修復

- ・古文書の複製
(マイクロフィルム撮影及び写真帳作成)

- ・『北家御日記』の翻刻及び原稿の原本照合

- ・『渋江和光日記』第二巻の発行
(発注五月、校正七月～一月、刊行二月)

- ・古文書解説講座
(入門講座)の開催
(五月二十八日～三十日、館内多目的ホール)

- ・古文書解説講座
(専修講座)の開催
(八月二日、館内多目的ホール)

- ・企画展示「享保期の秋田」
(仮称)
(十月十七日～十一月十八日、館内特別展示室)

- ・古文書の所在・保存状況調査とマイクロフィルム収集
(一六)

平成八年度異動

■転入

・次長

- 政岡 篤
(監査委員事務局監査課主席課長補佐より)

- 総務課長補佐 菊地 博明
(高速道路対策事務所主査より)

- 公文書課専門員 佐藤 隆
(船川水産高等学校教諭より)

- 古文書課長 鈴木 登
(西目高等学校教諭より)

- 古文書課主事 桜庭 文雄
(労政課主事より)

- 古文書課主事 煙山 英俊
(秋田西高等学校教諭より)

- 古文書課主事 加藤 昌宏
(六郷高等学校教諭より)

- 昇任
古文書課専門員 伊藤 勝美
(古文書課主任より)

- 転出
総務課主査 目黒 敏雄
(中央流域下水道事務所総務課長へ)

- ・公文書課専門員 高橋 務
(湯沢高等学校教諭へ)

- ・古文書課長 加藤 民夫
(秋田県立博物館副館長へ)

- ・古文書課主任専門員 菊池 保男
(秋田南高等学校教諭へ)

- ・古文書課主事 須藤 健吉
(能代高等学校教諭へ)

- ・古文書課主事 佐々木清友
(企業局業務課主事へ)

- 退職
・次長 寿松木 毅

公文書館だより 第四号

平成八年四月一日発行

編集発行 秋田県公文書館

(表紙題字 寿松木 毅)

〒〇一〇

秋田市山王新町一四一三二

☎(〇一八八)六六―八三〇一

印刷 太陽印刷株式会社